

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前10時00分)

◎議事録署名委員指名

議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、6番、十河京子君、7番、高橋裕君の2名を本日の議事録署名人に指名いたします。

なお、会議職には事務局、小山邦之君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 それでは、議題、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、座ったままで失礼いたします。

議案書1ページをご覧ください。現地確認調書につきましては2ページからとなります。

議案第1号について説明申し上げます。

番号1、図面番号1をご覧ください。

農地の所在は、大字新井字北原2837番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,638平米です。権利種別は3条有償移転、内容は売買。譲渡人は相続財産管理人の方です。経営面積につきましては自耕作地50.5アールです。申請事由につきましては、相続財産管理人として財産管理をしているが、譲受人の計画を聞き、申請地を譲渡したいとのございます。譲受人は高崎市の方です。経営面積は自耕作地45.6アール、借入れ地18.5アール、貸付け地6.5アールとなっております。合計経営面積64.1アールでございます。申請事由は経営規模拡大のため農地を探していたところ、譲渡人と話がついたため申請地を譲受けし、小麦を栽培したいとのございます。受入世帯の稼働人員につきましては2人中2人です。

続きまして、議案書の2ページをご覧ください。

別添資料としまして、農地法第3条調査書、議案第1号、番号1の調査書を添付してございます。

以上で、番号1の説明を終了いたします。

議長 番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員5番、小池君。

小池委員 推進委員5番の小池です。

ただいま番号1につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。

現地の状況について説明いたしますので、現地確認調書の2ページを見ていただきたいと思えます。

自衛隊方面から県道を下っていきますと、元11区の公会堂跡地に今はなってしまうんですけれども、そこを500メートルほど北に入るところになります。これ今までは、去年までは市民農園として使われていたわけなんですけれども、ですから、隣接、北側と西側は今も市民農園として使っております。よく見ていただくとちょっと南のほう、ちょっと切り替えてあるようなところがあるんですけれども、ここは携帯のアンテナの設備があります。南側は農地と、東側も農地という形で。この方は、譲受人は高崎市石原町ということで、農大二高の近くになります。榛東まで約15キロの距離にあります。経営規模を拡大したいというお話なんですけど、この方の所有している農地で耕作放棄状態なところがあるということを情報は入っております。また、保有する機械というのが3台記載があるんですけれども、耕運機、トラクター、田植え機ということになっております。小麦栽培をしたいというお話なんですけれども、この機械で、まず機械が足りるのかということもありますし、自分の農地が耕作放棄状態で、15キロも離れた榛東村に来て、実際農業ができるかというのは心配です。皆様の審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議長 ほかに何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番農業委員、柳岡です。

ただいまの案件なんですけれども、小麦を栽培したいということでございますが、この譲受人の今、農業の内容はどんなものを作物をつくっているか、ちょっと説明できればお願いしたいと思います。

それと、この土地なんですけれども、借りているのはいいんですけれども、貸しているというのも6.5アールあるんですけれども、この辺ちょっとどういう状況なのか、そ

の辺のあれを説明ができればお願いします。

議長 事務局。

事務局長 それでは、ご質問にお答えいたします。

初めに、貸付け地の内容でございます。貸付け地につきましては、高崎地内の農地で、市街化調整区域内の農振農用地、そこにごございます農業用施設ということで、会社に貸付けをしているというものになっております。また、耕作につきましては、田んぼと畑での耕作ということでございます。

(「田んぼは何アール」という声あり)

事務局長 田んぼの自耕作が約4アールですね。約4反です。40アールです。

それと、先ほど小池委員よりちょっとお話ありました田植え機、耕作機械、トラクターの件でございますが、こちらの機械につきましては友人とのシェアリング、共有利用という形での利用をされているということでございます。

議長 長 12番、柳岡委員。

柳岡委員 12番農業委員、柳岡です。

これを見ると、収穫機がないんですけれども、その辺はどういうような対応を取っているんだかな、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長 長 事務局。

事務局長 こちらの提出いただいている資料につきましては、農作業の従事状況ということで、数年通して従事をされているということになってございます。

なお、小麦の収穫等を限定されての計画等は、添付資料がございません。以上です。

議長 長 よろしいですか。

柳岡委員 はい。

議長 長 ほかに何か意見ございませんか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

議長 長 ただいま、地元の委員さんから、自作地で耕作されていない農地や貸し付けしている状態で遠距離の本村の農地を耕作していくのか疑問があるという意見がありました。営農計画についても不明な点が多く、許可を出すのは厳しい状況にあると思われるため、不許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 長 全員賛成ということでございますので、この案件については不許可として決定します。

次に、議案第1号、番号2について、事務局長の説明を願います。

事務局。

事務局長 それでは、議案書1ページ、現地確認調書は4ページからとなります。

議案第1号、番号2。農地の所在は大字広馬場字宮室729番1。地目は登記簿、現況ともに田。面積は1,014平米です。権利種別は3条有償移転。内容は売買です。譲渡人は前橋市の方です。経営面積は自耕作地10.1アール。申請事由につきましては、相続により申請地を取得したが、村外在住で農業もしておらず、耕作管理ができないため、譲受人であるおじに譲渡したいとのことでございます。譲受人は山子田の方です。経営面積は自耕作地49アール。申請事由は、譲渡人である姪から話を聞き、経営規模拡大のため申請地を譲受けして営農に励みたいとのことでございます。受入世帯の稼働人員は2人中2人です。

議案書3ページをご覧ください。

議案第1号、番号2、農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、議案第1号、番号2の説明を終わります。

議長 議案第1号、番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

10番、金井君。

金井委員 10番農業委員の金井です。

ただいまの案件についてご説明します。

事務局長の説明のとおりです。申請地は下水の排水処理場北の北西250メートルくらいのところ。東は道路、西は住宅、南は水田、北は水田です。私としては許可相当と思われます。ご審議よろしくお願ひします。

議長 ただいま地元の委員さんより許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

議長 それでは、採決に移ります。

議案第1号、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号、番号2については原案のとおり許可相当とします。

次に、議案第1号、番号3について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書1ページ、現地確認調書は6ページからとなります。

議案第1号、番号3。農地の所在は大字広馬場字宮室903番9。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は979平米です。権利種別は3条有償移転。内容は売買。譲渡人は広馬場の方です。経営面積は自耕作地28.3アール。申請事由は、農地が管理できず困っていたところ、譲受人より申出があったため応じることとするとのこととさせていただきます。譲受人は山子田の方です。経営面積は自耕作地76.2アール。申請事由は、多角的に営農しているが、経営規模拡大のため申請地を譲受けし、野菜づくりをしたいとのこととさせていただきます。受入世帯の稼働人員は3人中1人です。

議案書4ページをご覧ください。

議案第1号、番号3、農地法第3条調査書を添付しております。

以上で、議案第1号、番号3の説明を終わります。

議長 議案第1号、番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員7番、小川君。

小川委員 推進委員7番の小川です。

担当地区の推進委員として意見を述べさせていただきます。

権利関係については、先ほど事務局よりお話があったとおりでございます。

確認調書の6ページ、7ページでございます。

まず6ページがこの当該の場所でございます。左下から右上に道路が抜けていると思うんですけども、左下は聖宮神社方面ということでございます。右上に下新井ですかね、下新井、あるいはフレッセイに抜けていく道の脇にあるということでございます。

7ページがその周辺の状況ということでございます。

4ページにあるんですけども、譲受人の状況ということでございまして、トラクター、あるいは管理機があるということでございます。申請地にネギ、白菜等を栽培するということでございまして、申請地を適正に管理すると思われまますので、許可相当と思われまますので、ひとつご審議よろしく願いいたします。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号、番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第1号、番号3については原案のとおり許可相当とします。

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

なお、議案第2号、番号1については、次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、番号1と関連がありますので、議案第2号、番号1並びに議案第3号、番号1について、一括で事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書5ページ、現地確認調書は9ページからとなります。

初めに、議案第2号、番号1について説明申し上げます。

番号1、図面番号1をご覧ください。

1筆目の農地の所在は大字長岡字虜海戸1148番2。地目は登記簿、田、現況、宅地。面積は448平米です。権利は使用貸借。2筆目の農地は大字長岡字虜海戸1148番3。地目は登記簿、田、現況、畑。面積は28平米。権利は使用貸借となります。2筆の合計面積は476平米となります。

次に、貸付人は長岡の方です。借受人は新井の方ほか1名です。転用目的は、一般個人住宅。施設等につきましては、一般住宅用地173.91平米です。計画どおり事業を遂行できない理由につきましては、令和3年8月27日に転用許可を受け、長岡1148番2の住宅建築を着手しようとしたところ、当初計画の道路用地に排水管を入れることができないことが判明し、給排水計画の見直しが必要となったためとのことでございます。

備考でございますが、農振除外済み。農地区分は2種農地。当初許可、令和3年8月定例会で審議を行い、8月27日、5条県許可となっております。

なお、当初の許可は1148番のみの転用となっております。関連議案は議案第3号、番号1でございます。

続きまして、議案書6ページ、現地確認調書は先ほどと同じ9ページからとなります。

議案第3号、番号1。農地の所在は大字長岡字虜海戸1148番3。地目は登記簿、田、現況、畑。面積は28平米でございます。権利は使用貸借。貸付人は長岡の方、借受人は新井の方ほか1名です。転用目的は一般個人住宅。施設等につきましては、一般住

宅用地（給水管・排水管理設用地）とのこととでございます。転用理由につきましては、借受人は令和3年8月に許可を受け、長岡1148番2の住宅建築を着手しようとしたところ、給排水計画の見直しが必要となったため、申請地を給排水管の埋設用地として利用したいとのこととでございます。貸付人は借受人の申出に応じ、申請地を貸与することとでございます。

備考でございます。農振除外済み。農地区分は2種農地となっております。

以上で、議案第2号、番号1並びに議案第3号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号1並びに議案第3号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

9番、安藤君。

安藤委員 9番農業委員、安藤です。

ただいま事務局長より説明がありました1番の申請につきまして、少し補足をしたと思います。

現地確認調書は9ページから11ページです。

ここは第3区コミセンの北側150メートルぐらい行ったところの田んぼです。昨年の8月に一応、転用許可を受けていますが、東側の道路に給水管が通っていないため、それが分かったことで給排水計画の変更見直しが必要になり、申請地の西側に給排水管の埋設用地として利用したいということで、南側の道路から上水道、そして集落排水を申請地の西側に入れることにして、行うことになります。私としては、周辺農地に影響を及ぼすことはないと思われまますので、許可相当と思われまます。ご審議よろしくお願ひします。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

（「なし」という声あり）

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1並びに議案第3号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1並びに議案第3号、番号1は原案のとおり許可相当とします。

以上、議案第2号、番号1並びに議案第3号、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案第3号、番号2について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第3号、番号2について説明申し上げます。

議案書は6ページ、現地確認調書は12ページからとなります。

議案第3号、番号2。1筆目の農地の所在は大字長岡字平塚1930番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は4,536平米です。2筆目の農地の所在は大字長岡字平塚1931番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,041平米です。2筆の合計面積は5,577平米です。権利につきましては所有権移転売買。譲渡人は長岡の方です。譲受人は前橋市の方です。転用目的は、露天資材置場。施設等につきましては、露天資材置場用地等のこととございます。転用理由につきましては、譲受人は村内で建設資材販売リース業を営んでいるが、経営規模拡大に伴い資材置場用地を探していたところ、譲渡人と話がついたため、申請地を購入し利用したいとのこととございます。譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのこととございます。

備考でございますが、農振除外済み。農地区分は1種農地。宅地開発審議案件となっております。

なお、現地確認調書、最後のページになりますが、A3の紙を4枚添付させていただいております。現地確認調書の33ページの次が開発審議案件の本2号議案の資料となります。また、本日、同議案につきまして、追加資料ということで、カラー刷りの平面図を提出させていただいております。

以上で番号2の説明を終わります。

議長 番号2について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見はございませんか。

議長 推進委員1番、岩田君。

岩田委員 推進委員1番の岩田です。お世話になります。

このまず場所なんですけれども、長岡の卯三郎こけしの信号をハルナガラスのほうに向かって行って、桃広の集落が終わるところの右側にあります。そして、一般住宅が一番上の方の住宅の前に右側に入る道があって、その上のところに大きい畑の部分、そして道を挟んで下に小さい畑の部分があります。そして、この資材置場として出されている案件は少し勾配がありますので、その大きい畑の下の方ですね、斜線がある

んですけれども、それが遊水池ということで予定されています。それで、その勾配の水をこちらの方で取るという予定になっています。

そして、北の方の畑に関しては、一番右端のところですね。そこに遊水池をやはり設けているという形になります。

そして、裏に住宅があるんですけれども、こういう形で、この方はこの集落の近くでも同じように資材置場としてやっています。そんなような形の中で、地元の委員としまして、この図面でいった場合には、許可相当と思われれます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 この案件なんですけれども、この図面に出ていますけれども、この状態で、土手の高さが50センチということは、そこで水を少し受け入れられるようなふうになっているんですか。

議 長 事務局長。

事務局長 本日お配りしましたA4の横紙2枚、ご覧ください。

初めに、柳岡委員よりご質問ありました50センチの高さというのが右下のところに12と書いてある、AA断面の図面でございますけれども、少し薄い赤色で記載されているもの、その下に拡大図ということで記載がございます。こちらのほうが50センチの高さで、天端が30センチの幅の台形の土手をつくって、まずせき止めるという計画のものでございます。

そして、右下に10ページと書いてあります一時雨水を貯留する遊水池と記載のございます図面をご覧ください。

こちらには遊水池となる部分について、青い斜線の四角い枠がそれぞれの土地について記載がございます。こちらの枠の中の構造につきましては、横幅が10.5メートル、長さが25メートル、深さが40センチの三角柱の状態の掘り込みをして、そこで一度貯留をするというものが㊸の部分になります。

またその下の段に㊹ということでございますけれども、こちらが同様に幅が3.65メートル、長さが26.08メートルの長方形で、深さが25センチの三角柱の形の貯水池を設けるというものでございます。また、この貯水池で設けたものを新設の集水柵を介して既存の道路側溝に放流するというものでございます。

こちらの遊水池の計算、構造の量につきましては、設定される大きさを雨水が30分以上貯留できる形の図面で、それぞれの土地に対しての面積計算に基づき、大きさを

決定しているということでございます。

このため基準となる数字、雨水量等に勘案しての計算に基づいての設定となっているということでございます。

以上です。

議長 12番、柳岡君。

柳岡委員 12番農業委員、柳岡です。

今日、現地調査を回ったんですけれども、この現場から少し離れたところにある既存の資材置場の状況を見ましたところ、もう車と、また構内作業等によって地盤がもう踏み固められていて、大雨が降ったときは浸透せず、出入り口から大分、水があふれているような、そういう形跡が見られております。2か所、車の中から下りながら見たわけなんですけれども。そういった状況で、自然浸透というのはなかなか難しいと思うし、また、そういった関係で、資材置場の水が大雨が降ったときに、雨水が道路に流れ出るような状況であるため、もう少しこの辺を考えていただいたらどうかなと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 事務局はいいですか。

事務局。

事務局長 本日もお配りしております審議案件につきましては、先に提出いたしました計画のものについて、一時貯留槽を設けることで雨水の対策を講ずるということでの回答を受けての資料を添付させていただいております。また、先ほど職務代理よりご意見いただきました既存の施設につきましては、今回の開発地に直接影響というか、絡まない状況でございますので、こういう意見があつて、既存の施設から雨水が流れ出て、周辺の農地に水が流入するということはおつなぎをさせていただき、対策等を講じていただきたいという意見を添付させていただければと思います。

以上です。

議長 よろしいですか。

ほかに何か意見ございませんか。

9番、安藤君。

安藤委員 9番農業委員、安藤です。

これで見ますと、遊水池ってありますけれども、大きいのを作れば、その貯まった水はどこへ流れるんですか。それよく分からないんですけれども。

議長 事務局。

事務局長 そうしましたら、ちょっと図面が見つらくて申し訳ありませんが、本日もお配りしました右下に10と書いてございます平面図、ご覧ください。

真ん中のところに、大きいほうの計画地の図面でご説明をいたします。

ちょうど中央辺りに青い線での斜線部分で長方形の図の記載がございます。その中に新設の集水ますということで、柵を設け、こちらの柵から既存の道路側溝への放流となります。そのため、一時的に貯留する部分でのものが30分の雨水の流入を制限させるための構造となっており、一度に流入しないという考え方の下に整理をされております。

同様に東側、一段下の土地につきましても、この土地の面積に対しての30分の貯留量を考慮し、そこでたまった水については、新設の集水柵を設け、既存の道路側溝へ流すという計画でございます。

以上です。

議 長 安藤委員、よろしいでしょうか。

安藤委員 はい。ここの地域は2区なんですけれども、自分は3区でいますけれども、卯三郎こけしさんの上の信号のところは毎年毎年、夕立とか台風とかのとき道路にもう土砂なり、水なりあふれ出て、車がいつも通行止めになるような状態で、通るともう工事現場の人が来て、その処理をしているのを度々見かけるんですけれども、そういうことも多少この工事じゃないですけれども、この議案に対して譲受人の人が思っているか思っていないか、ちょっと私には心配だと、不安だと思いますけれども。

議 長 事務局。

事務局長 そうしましたら、すみません、現地確認調書の12ページ、ご覧ください。

住宅地図でちょっとお示し切れなくて申し訳ございませんが、こちらのほうでいきますと、申請地の斜線のある土地から右下のほうへ下っていく道が卯三郎こけしさんに通ずる信号に当たるものになります。そして、こちらの道路側溝でございますが、卯三郎こけしさんへ行く途中の道路を横断し、その南側にあります堂ノ入沢川に一度、河川放流という形で側溝の水は流れるような構造となっております。そのため今回開発される土地の雨水につきましては、卯三郎こけしさんの上の西側の交差点に入る手前のところで道路側溝を横断して、堂ノ入沢川のほうに方向が変わるという構造で既存の雨水が処理されるような状況であります。

集中豪雨とか急な雷雨等につきましては、どうしてものみ込めないものが一時的に出してしまうということがございますが、通常の雨水等につきましては、その側溝から堂ノ入沢川のほうに放流という形での処理がなされます。

以上です。

議 長 よろしいですか。

(「はい」という声あり)

議 長 ほかに何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番農業委員、柳岡です。

この貯留槽のあれは、大体時間当たりどのくらいの雨量があったときの計算なんですか。

議 長 事務局。

事務局長 雨量強度ということでございますが、こちらにつきましては、群馬県内の都市別の降雨強度の計算表がございます。こちらにつきまして、近隣の市の降雨強度ということでいきますと、隣接する市につきましては、前橋市、高崎市、渋川市がこちら榛東の隣接地になります。その中で渋川市が降雨強度が68.2ミリアワーということで、1時間に68ミリ、約7センチぐらいの雨量が降雨強度としては出るという測定値がございます。こちらの表を基準とさせていただき、こちらに基づきそれぞれの開発地の土地の面積等を計算し、必要な雨量、また対策となる貯水池の規模を決定という形で処理をさせていただいております。

以上です。

議 長 柳岡委員。

柳岡委員 時間当たり、そうすると7ミリの雨量があった、その計算に基づいてのこのというわけですか、これは。

議 長 事務局。

事務局長 降雨強度につきましては隣接の市、先ほどちょっとご説明しました隣接市の降雨強度が発表されております。渋川市が68.2ミリアワー、1時間で68ミリという標準数字がございます。これに対して30分間の対応を可能とする規模ということでの貯水池面積、立米になりますが、その算定で形、構造を検討しているというものでございます。

柳岡委員 強度的には、じゃこれでできるということ。

事務局長 はい、30分間の。あわせて、先ほどちょっと安藤委員のときにご説明しました遊水池の中に集水柵を設けて、既存の側溝にも放流をしながらの貯留ということで、一度に全部が側溝に流れないように、また、のみ込めない隣接する畑等に越流してしまうということになりますので、そういった部分を考慮して、一度、遊水池で受けるという検討がなされているものになります。

議 長 ちょっと聞いていいですか。この水槽は何、コンクリートか何かでつくるの。

事務局長 コンクリートではないです。碎石ですかね。土側溝じゃないですけども、堀になるので、その中で浸透する部分もあると。

議長 じゃ量的には、碎石の間へ入るだけの。

事務局長 碎石ではなくて、掘った状態ですので。

議長 それじゃまたすぐ埋まっちゃうんじゃないのか。ここで積み込みスペースのところで動いているのだから、そんなにへこんでいたら、フォークにしる何にしる動かなくなるのではないか。積み込みスペースのところまで来ているだろ。じゃこの置場は30センチ下げたところへ置くわけか。

事務局長 置場は、ちょっと私も確認していなくて申し訳ないのですが、さきにお配りしている現地確認調書についているものに、後からこの遊水池の部分の位置を出しているものなので、㊤というところで、会長がご心配されている建設仮設資材、足場の置場がちょうどかぶる状態になっておりますけれども、ここは作業スペースとしても利用されないのだと思います。

議長 されないと思うって、确实、それは確認をしたの。

事務局長 それは确实に、確認をします。

議長 じゃこれちゃんとできているから、このスペースへさ、碎石が入ったんだったらそこへ泥水が流れてくれば、そこだってみんな埋まっちゃうんだろ。

事務局長 そうなれば、また掘り返すと思うのですけれども。

議長 掘り返すっていう、そういう約束ができているの。

事務局長 約束は交わしたわけではありません。

議長 そんなものは水かけ論になっちゃうだろう、つけてあったって。

事務局長 場内の管理は当然していただくということになりますので。

議長 だから、コンクリートでちゃんと柵を作ってね、その上へ鉄板じゃないけれども、鉄骨か何かで、何が上がっても大丈夫なような装備がしてあるのならいいけど。

柳岡委員 まあこの図面を見るとですね、応急措置的な対応であり、确实に雨水を貯留する施設を作るのであれば、ちゃんとした図面をつけて出してもらいたいと、そういうふうに思います。これじゃちょっと内容がいま一、分からないし、ちょっと分かりづらいので、もっと正しい、我々が見ても分かるような内容のものをつくってもらいたい。できれば、大規模開発なのだから、ちゃんとした貯水槽を設けて出したほうがいいんじゃないかと思います。

以上です。

議長 事務局、いいですか。

事務局長 はい。そうしましたら、先ほど来、委員さんから遊水池の構造等についてちょっと疑義があるということでございますので、これにつきましては、開発委員会のほうにこの意見等を持ち帰らせていただいて、併せて開発申請されている事業者さん

の方に、構造、詳細図ですか、そういったところをどういう形で処理するのかをお示し
しただきたいということでおつなぎをさせていただきたいと思います。

議 長 この開発委員会、通ったの。

事務局長 いや、通っていないです。これからです。

議 長 だから、こういったことをさ、ちゃんときちっとした、水槽なら水槽をちゃん
とつくるような方向で進めていかないと、そうじゃなくたって、こっちから流れ
てくれば、土砂が入って、またそこ埋まっちゃうと思うんだよ。確かに作るの作っ
てあったって、それを本当に管理して、大雨が降ったら出すか何かしていない限りは
こんなの埋まったらそのままになって、ただ流れてきた水がこのU字溝に流れてい
く、あふれ出る。そういう状況になるのじゃないのかなって思うんだよ。向こうの北
側の方も全てそうなんだけれども、行ってみたらもう、前なっていたところが舗装さ
れているから見えなくなっちゃった。

一応そういうわけで、宅地開発委員会が何て判断するか分からないけれども。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号2について、詳細な図面をもって再度審議することとしたいので、審議保留と
することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成のため、議案第3号番号2については保留といたします。

次に、番号3について、事務局長、説明を求めます。

事務局。

事務局長 議案第3号、番号3について説明申し上げます。

議案書は6ページ、現地確認調書は16ページからとなります。

議案第3号、番号3。1筆目の農地の所在は大字山子田字御堀903番1。地目は登
記簿、畑、現況、農業用施設。面積は1,087平米です。2筆目の農地の所在は大字山
子田座御堀903番7。地目は登記簿、畑、現況、農業用施設。面積は701平米。3筆目
の農地の所在は大字山子田字御堀903番8。地目は登記簿、畑、現況、農業用施設。
面積は781平米。4筆目の農地の所在は大字山子田字御堀903番9。地目は登記簿、畑、
現況、農業用施設。面積は137平米。4筆の合計面積は2,706平米です。権利につきま
しては、所有権移転売買。譲渡人は山子田の方です。譲受人は渋川市の方です。転用
目的は分譲住宅用地。施設等は分譲住宅用地8区画です。転用理由につきましては、
譲受人は渋川で宅地建物取引業を営んでいるが、申請地は渋川市、前橋市、高崎市、

吉岡町の通勤圏内にあり、需要が高く見込まれるため、分譲住宅用地として購入したいとのごことでございます。譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのことでございます。

備考でございますが、農地区分は3種農地となっております。また、宅地開発審議案件でございます。

なお、本申請案件につきまして、現地の確認調書33ページの次に先ほどの案件、1枚はぐっていただきますと、今回の分譲住宅の計画平面がございます。

以上で、番号3の説明を終わります。

議長 番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員3番。

湯浅委員 3番推進委員、湯浅です。

事務局長の説明に地区担当者として少し付け加えさせていただきます。

現地確認調書17ページにあるとおり、申請地は西側と南側は公用道路に接しておりまして、北と東側は申請者の土地に接しております。

なお、現地確認調書18ページを見てもらえば分かりますように、雨水は排水管を通して集水ますに集めることになっておりますので、周囲に影響はないかと思われまして。

以上のことから、認可相当と思われまして、審議のほうよろしく願います。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。よろしいですか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号3は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号3は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号4について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号4について説明申し上げます。

議案書は7ページ、現地確認調書は19ページからとなります。

議案第3号、番号4。農地の所在は大字山子田字柳沢2536番7。地目は登記簿、畑、現況、畑。面積は687平米のうち323平米でございます。権利は所有権移転売買。譲渡人は山子田の方です。譲受人は渋川市の方です。転用目的は一般個人住宅。施設等に

つきましては、一般住宅用地97.98平米でございます。転用理由につきましては、譲受人は現在、渋川市でアパート生活をしているが、子供の成長に伴い住居が手狭となったため、幼稚園や学校に近い申請地を購入し、新居を建築したいとのことでございます。譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのことでございます。

備考でございます。農振除外済み。農地区分は2種農地となっております。

以上で、番号4の説明を終わります。

議 長 番号4について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

7番、高橋君。

高橋委員 7番農業委員、高橋です。

先ほどの議案第3号、4番につきましての説明は、事務局の説明のとおりです。若干、補足の説明をさせていただきますと、場所については、現地確認調書の19ページにありますように柳沢寺の西側、村道に面しているところでございます。こちらに関しては、建物についての雨水については自然浸透、それから生活雑排水については公共下水というところになっております。地区担当といたしまして、許可相当と思われまますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号4について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号4は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号4は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号5について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第3号、番号5について説明申し上げます。

議案書は7ページ、現地確認調書は22ページからとなります。

議案第3号、番号5。1筆目の農地の所在は大字新井字播磨1097番1。地目は登記簿、現況ともに田。面積は603平米です。2筆目の農地の所在は大字新井字播磨1097番2。地目は登記簿、現況ともに田。面積は345平米です。2筆の合計面積は948平米です。権利は賃貸借、貸付人は前橋市の方です。借受人は新井の方です。転用目的は

露天資材置場。施設等は資材置場用地となっております。転用理由につきましては、借受人は村内で水道工事業を営んでいるが、規模拡張に伴い、申請地を資材置場用地として利用したく、貸付人に相談したところ、承諾が得られたため、今回の申請に至るとのことでございます。貸付人は借受人の申出に応じ、申請地を貸与するとのことでございます。

備考でございます。用途地域内。農地区分は3種農地。宅地開発審議案件となっております。

なお、本申請案件につきまして、現地確認調書33ページ以降に添付させていただいておりますA3横紙の3枚目でございますが、本申請地の計画平面図を添付させていただいております。

以上で、番号5の説明を終わります。

議 長 番号5について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員4番、小山君。

小山委員 推進委員4番の小山でございます。

ただいまの議案第3号、5番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。若干、地元委員として補足説明をさせていただきたいと思っております。

現地調書の22ページから24ページをお開き願いたいと思っております。

今回の申請地につきましては、新井の信号を100メートルほど箕郷方面に行ったところをまた自衛隊方面、右側のほうに上がっていただいて、100メートルぐらい上がったところに今現在申請者である申請人の資材置場がございます。その奥地ということで、基本的には の通りに面した形でございますけれども、地目、現況等は田というような形になってございます

しかしながら、今回、申請のとおり申請者というか所有者につきましては前橋市の方ということで、ここを数年来、耕作放棄地というような形になっていたところがございます。そういったところ、今回の申請人が水道工事業ということで、規模拡張ということで、今現在使用している奥地の申請地について、今回規模拡大した形の中で、資材置場として活用したいということでございます。

また、ほぼ水平に近い状態の中で、若干勾配を取った形の中で、雨水については自然浸透を基本として、いわゆる東側に集水桝を設けると。その集水桝は既存の資材置場の中心にあります集水ますの方に雨水を流して、この申請地の雨水についても、オーバーフローしたものについては南側の河川のほうに流していくというような形を取ります。

なお、東側が農地に面しているということでありまして、若干土手を高くした形の中で、雨水が行かないように土盛りをした形でちょっと高めにするということが、近隣農地に対する影響はない状況になるというふうなことで、地元委員とすると、許可相当というような形で考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

なお、今回申請地につきましては、946平米ということでありまして、既存の施設が658平米あるということで、合わせて約1,600平米というような形の中で宅地開発委員会というような形になりますので、併せてよろしくご審議のほどお願いをいたします。

以上でございます。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。
ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号4について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号5は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号5は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号6について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号6について説明申し上げます。

議案書は7ページ、現地確認調書は25ページからとなります。

議案第3号、番号6。農地の所在は大字広馬場字下前77番1。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は298平米です。権利につきましては、使用貸借。貸付人は広馬場の方。借受人は前橋市の方です。転用目的は一般個人住宅。施設等につきましては、一般住宅用地109.3平米でございます。転用理由は、借受人は現在、前橋市でアパート生活をしているが、将来を考慮し自己住宅の建築を考えていたところ、貸付人である父の承諾を得られたため、申請地に新居を建築したいとのことでございます。貸付人は借受人の申出に応じ、申請地を貸与するとのことでございます。

備考でございます。農振除外済み。農地区分は2種農地となっております。

以上で、番号6の説明を終わります。

議長 番号6について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員 7 番、小川君。

小川委員 推進委員 7 番の小川です。

地元の推進委員として、意見を述べさせていただきます。

権利関係については、先ほどお話があったとおり、親から子供への使用貸借ということでございます。

現地確認調書の25、26ページに当該農地の位置と周辺の状況がございます。25ページ目が当該農地の位置でございまして、広馬場の信号を群馬町方面に下っていった16区コミセンの隣、あわせて下前公園があるということでございます。

26ページ目が周辺の状況でございます。中ほどに申請地はございまして、右側に下前公園、ページの下は16区のコミセンということでございます。左側には県道水沢足門線が走っているということございまして、周辺の営農には影響は及ぼさないということでございますので、許可相当と思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

議 長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号6について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、番号6は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号6は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号7について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 議案第3号、番号7について説明申し上げます。

議案書は8ページ、現地確認調書は28ページからとなります。

議案第3号、番号7。農地の所在は大字広馬場字井戸尻2273番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は1,531平米でございます。権利は所有権移転売買。譲渡人は高崎市の方です。譲受人は東京都練馬区の方です。転用目的は分譲住宅用地。施設等につきましては、建売分譲住宅用地6棟並びに公衆用道路でございます。建物につきましては97.71平米から114.27平米のものが6棟となります。転用理由につきましては、譲受人は現在、建設業を営んでいるが、申請地は学校、こども園や郵便局などが近く、需要が高く見込めるため、譲受けして建売分譲住宅として利用したいとのことござ

います。譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのことでございます。

備考でございます。農振除外済み。農地区分は1種農地。宅地開発審議案件となっております。また、本申請案件につきまして、現地確認調書33ページ以降、一番最後になります。A3の横紙で現地の造成計画平面図を添付してございます。

以上で、番号7の説明を終わります。

議長 番号7について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

4番、村上君。

村上委員 4番農業委員の村上です。

ただいまの議案第3号、7番について、事務局長の説明のとおりですけれども、若干、補足説明させていただきます。

現地は、現地調書28ページからになります。場所としては井戸尻の信号を広馬場の信号のほうに下りてきまして300メートルぐらい行ったところの左側にあります。上が宅地、下のほうがアパートという形で、北西の方向に畑があるのですが、一番最後の拡大図を見ていただければいいんですけれども、そちらの方向には擁壁を建てまして、下のほうには2本側溝をつくって、そちらのほうに雨水を流して、また集水ますに集めて流すということになっております。ですので、地元委員としては許可相当と思いますが、審議のほうよろしくお願ひします。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号7について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号7は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号7は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号8について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号8について説明申し上げます。

議案書は8ページ、現地確認調書は31ページからとなります。

議案第3号、番号8。農地の所在は大字広馬場字八幡下2510番7。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は284平米。権利につきましては、所有権移転売買。譲渡人は広馬場の方、譲受人は前橋市の方がお二人です。転用目的は一般個人住宅。施設等につ

きましては、一般住宅用地172.27平米となっております。転用理由につきましては、譲受人は現在、前橋市内でアパート生活をしているが、将来を考慮し、自己住宅の建築を考えていたところ、譲渡人と話がついたため、申請地を譲受けし、新居を建築したいとのございます。譲渡人は譲受人の申出に応じ、申請地を譲渡するとのことございます。

備考ございます。農振除外済み。農地区分は2種農地となっております。

以上で、番号8の説明を終わります。

議長 番号8について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

6番、十河君。

十河委員 6番農業委員の十河です。

議案第3号、8番について、事務局長の説明どおりですが、若干、補足させていただきます。

現地確認調書31ページから33ページをご覧ください。

場所は、32ページの図面の上が自衛隊になります。その自衛隊の南側の道路の脇に貯水池がありますけれども、そこを入っていただいた初めての十字路の角になります。今現在、2520の1と2のところも造成中で、周りは住宅街になっております。建設予定地ですけれども、下水は北側の公衆道路に、下水道に流す予定で、雨水は自然浸透とされています。地元の委員としては許可相当と思われるので、審議よろしく願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員さんから許許可音相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号8について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号8は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号8は許可相当として県知事に意見書を送付します。

◎議案第4号

議長 次に、議案第4号 令和4年度榛東村農業委員会最適化活動の目標設定についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書9ページをご覧ください。

議案第4号 令和4年度榛東村農業委員会農地最適化活動の目標設定について。

農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動について、令和4年度における榛東村農業委員会の目標を設定して、設定のとおりすることの決定を求める。

令和4年5月10日提出、榛東村農業委員会会長。

初めに、別添の議案第4号 令和4年度榛東村農業委員会最適化活動の目標設定について、中央に参考資料と記載ございますものをご覧ください。

1枚はぐっていただきまして、1ページでございます。

令和4年度最適化活動の目標の設定等についてでございますが、今回設定を行う背景には、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定による農地等の利用最適化の推進に係る活動の透明性を確保するため、法第37条の規定による農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないこととされており、今般、各農業委員会は最適化の実施状況を公表することに当たり、最適化活動の目標の設定等に取り組むこととされました。

引き続き2ページをご覧ください。

最適化の目標の考え方でございます。農地の集積に係る目標は、都道府県が定めた目標に即し、市町村ごとに目標設定の考え方が示されているときは、当該目標を農業委員会の目標として設定できるとされております。また、目標につきましては、(1)農地の集積に係る目標、(2)遊休農地の解消に係る目標、(3)新規参入の促進に係る目標をそれぞれ定め、最適化活動の目標設定とされた後、ホームページ等で公表し、関係機関へ通知することとなります。

公表された最適化活動の目標に対し、今後、最適化活動の記録及び点検、評価の実施が行われます。最適化活動につきましては、既に配付済みの2022年農業委員会活動記録セット、農業委員会活動記録簿等を利用いただき、活動の日ごと、場所、相手方、活動内容等を記録していただく形となります。この作成いただいた活動記録簿を農業委員会へ提出いただき、各委員皆様の活動記録の点検、評価が行われ、集計されたものが村の農業委員会としての活動記録の点検、評価となります。

一連の活動記録の点検、評価が行われた結果、こちらを報告し、成果として公表となる流れになります。

続きまして、議案書10ページをご覧ください。

10ページ、こちらがさきにご説明いたしました目標の設定をした際の公表となるものの案でございます。

なお、右上に別紙様式1とございますが、こちらが定形の設定表の様式となっております。こちらの様式に基づき、各数値等を記載させていただき、案とさせていただきます。

令和4年度最適化活動の目標の設定等でございますが、1に農業委員会の状況、こちらは令和4年4月1日現在の農業委員会の現体制、任期満了日等の記載をさせていただきます。

中段、2、農家・農地等の概要でございますが、こちらにつきましては、直近の農林業センサス、または農業構造動態調査に基づき、経営体数、総農家数等を記載してございます。

中央につきましては、農林センサス等の数値に基づき、基幹的農業従事者数、女性、40代以下の農業者数を記載してございます。

また、右側の表でございますが、こちらにつきましては認定農業者、基本構想水準到達者等の数字を記載してございます。

下段でございますが、耕地面積につきましては、直近の耕地及び作付面積統計に基づいて数値を記載してございます。

1枚はぐっていただき、11ページをご覧ください。

こちらが最適化の目標として設定をさせていただきたい数字となります。

初めに、2、最適化活動の目標でございますが、1、最適化活動の成果目標、(1)農地の集積ですが、①の現況及び課題につきましては、記載のとおりでございます。

なお、課題につきましては、記載させていただいておりますが、農家の高齢化及び離農により担い手が不足しており、農地の集積が進まない状況にある。遊休農地も年々増加傾向にあり、農地の出し手から担い手へのひもづけの推進を行うということを課題とさせていただきました。

②目標でございますが、農地の集積の目標年度、令和12年度、集積率50%、こちらにつきましては、先ほど冒頭の説明をさせていただいた中で、都道府県が定めた目標値ということで、令和12年度に群馬県として集積率50%を目指すというものがございます。このため目標年度並びに集積率については、県の目標値を入れさせていただきました。

今年度の新規集積面積につきましては5ヘクタール、農地面積につきましては、対象となります604ヘクタール、今年度末の集積面積、累計でございますが、86ヘクタールという目標としてございます。

なお、今年度末の集積達成した場合の集積率につきましては14.2%となります。

続きまして、遊休農地の解消でございますが、アの既存遊休農地の解消につきまして、緑区分、黄色区分の遊休農地に分けて解消目標を設定してございます。

次のイの新規発生遊休農地の解消は記載のとおり、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標値を1ヘクタールと設定させていただきました。

12ページをご覧ください。

新規参入の促進の状況でございますが、現状及び課題ということで、令和元年度から3年度までの3年間の新規参入状況でございますが、経営体数並びに面積はございません。課題につきましては、大規模な農地が少なく、新規参入者にまとまった土地を確保することが困難な状況にあり、今後集約化により、まとまった農地の確保ができるようにすることが求められる。大規模農家、大規模集約することで、大きな農業経営体に参入いただきたいという考え方の下に課題を記載させていただいております。

②でございます。目標でございますが、権利移動面積につきましては、実績として平成28年度が4ヘクタール、29年度が10ヘクタール、30年度が9ヘクタールということで、平均8ヘクタールでございます。このため新規参入者への貸付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は0.8ヘクタール、こちらの数字を掲げさせていただいております。

なお、目標面積につきましては、過去3年間の権利移動面積の平均の1割以上を記載とございますので、8ヘクタールの平均で割ったものに1割を掛けて0.8ヘクタールとしてございます。

続きまして、最適化活動の活動目標でございますが、推進委員等が最適化活動を行う日数目標でございます。1人当たりの月活動日数について10日を設定させていただいております。対象となる委員さんにおかれましては、最適化活動を行う農業委員の人数で12人、農地利用最適化推進委員の人数で7人となっております。

続きまして、(2)の活動強化月間の設定目標でございますが、活動強化月間につきましては1回を設定させていただき、取組時期につきましては7月から9月を予定させていただいております。取組項目につきましては、表の下、下段でございますが、米印の1、取組項目欄は①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入とございます。このため②の遊休農地の解消を選択し、強化月間の内容として、農地パトロール、利用意向調査を掲げさせていただいております。

下段でございますが、(3)の新規参入相談会への参加目標、こちらにつきましては、例年毎月実施しております新規参入相談会の参加回数11回、こちらは農地相談を設定してございます。このため開催時期につきましては毎月の20日前後、ただし、1

月は実施しておりませんので、1月を除いての11回というものでございます。また、参加人数につきましては、相談会の各班員さんの人数等を記載させていただいております。

相談会の内容につきましては、新規参入相談を含む総合的な農地相談会ということで、相談会の内容は設定をさせていただいております。

なお、先ほどご説明をさせていただいた中で12ページの中段でございますけれども、最適化活動の活動目標で、推進委員等が最適化活動を行う日数目標、月10日間を設定させていただいておりますが、一月の活動日数が一度もない方がいらっしゃった場合には、村への交付金が交付されないこととなります。また、一月当たりの活動日数が5日以内の方がいても、その方の活動評価は交付金の対象とされないというものになっております。非常に国のほうで示されている活動内容等、厳しいものになってございます。

なお、説明の中でお伝えさせていただきましたが、目標設定等が決定された後、公表されることとなり、本最適化活動を通して評価された結果が国の今後の交付金等に影響を及ぼすというものになってございますので、内容等をご審議いただき、よろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、議案第4号 令和4年度榛東村農業委員会最適化活動の目標設定について説明を終わります。

議長 事務局より議案第4号の説明が終わりました。

これについて何か質疑ございますか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番農業委員、柳岡です。

(3) の新規参入相談会の参加目標ということなんですけれども、村として新規参入、外部からの対策とか、そういったあれを取っているのか。例えば地域おこし隊とか、そういった、要は農林省とかそういったことでやっていますけれども、そういったものを取り入れるような計画とか考え方はあるのかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長 事務局。

事務局長 他町村で行われています地域おこし隊、農業だけでなく、商業であるとか、イベントであるとか、様々な企画等に参加いただいて、その中で定着とかそういったものに結びつけたいという流れのものはございます。しかし、本村では今のところ地域おこし隊等にご協力いただくという流れのものはございません。

12ページの(3) の新規参入相談会につきましては、先ほどご説明しました毎月行

っております農地相談のほか、直接、農業委員会、または産業振興課のほうに個別でご相談いただいている参入、新規に就農したいとか、そういった事案のものにつきましても併せて行くと。また、県等が主催する新規参入の研修会、そういった事案があれば、そこについてもおつなぎさせていただき、各委員さんにご参加いただき、研さんいただければということで考えております。

ただ、県等が主催する研修についてはいつやるか、また、あるかどうかもちよっと分かりませんので、そこについては記載をさせていただいておりませんが、想定としてはそういった研修も考えられるということで見込んでおります。

以上です。

議長 長 ほかに何か意見ございますか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

議長 長 最適化活動の目標、これ1人当たり活動日数が1か月に10日ですよ。これは絶対達成してもらわないと、先ほど事務局から言われるように交付金がなくなるということでございますので、農業委員として、また、推進委員としてよく自覚してやっていたきたいと思うので、よろしくをお願いします。

議長 長 8番、松下君。

松下委員 8番農業委員の松下です。

この1人当たりの活動日数というのがございますよね、10日。なからハードルが高いのですけれども、この10日というのは、時間の制限、1日は何時間とかそういう記載方法、どういう方法ですか、計算方法。

議長 長 事務局。

事務局長 参考としてお配りしました参考資料をちょっとご覧いただいて、12ページになりますが、先ほどご説明の中出もちょっと触れさせていただいた活動記録簿の様式の写しでございます。右上に別紙様式2と書いてございますが、こちらの様式に記載のとおり、活動された日付、活動時間ということなので、通常の1日7時間働いてとかそういうのではないので、自分の耕作する畑に行ったりとか、隣近所の人と自分の耕作している畑の相談を受けたとか、そういった話の中で、その日が1日。要は1分……、1分ということはないと思うのですけれども、時間で60分やったら1日とか、そういうものではございませんので、農業委員さん、推進委員さんとして……

松下委員 件数みたいなものかね。

事務局長 そうですね。活動されたら、その日はもう1日と計算していただいて、記録簿がないと日にちの計算が分からないので、必ず記録をつけるように、小まめにしていいただければということです。

議 長 だから、記録さえあればいいということなので、時間は関係ない。たとえ2分であろうと、5分であろうと。そうすれば1回は1回だから。そういう目標でいいんじゃない。

柳岡委員 ちょっと確認ですけれども、この活動目標の日数というか回数は、例えば議案の案件で調査に行った案件の日もカウントしてもよろしいんですか。それは除くんですか。その辺をちょっと確認したいんですけれども。

議 長 事務局。

事務局長 定例会等ではなくて、定例会に上程された議案ということでもよろしいですかね。そこは現地の確認になるので、作業で、その工程でほかの畑とかも当然見る形になりますので、その中で取り込んでいただければと思います。議案が出たから見に行くのではなくて、議案が出たところ以外のところも恐らく見ていると思いますので、そういったところで耕作放棄地であるとか、遊休農地になりそうな土地があるとか、貸付けがどうなのかなというようなものがあれば、そこを活動の中に書き込んでいただければ、それがカウントになるという判断でいいかと思います。

議 長 よろしいですか。

(「はい」という声あり)

議 長 よって、議案第4号 令和4年度榛東村農業委員会最適化活動の目標設定については、原案のとおり決定することとします。

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前11時55分)

